平成２１年（フ）第２９４号
長野県安曇野市三郷小倉572番地
債務者　古屋美智子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５３８号
岐阜県各務原市那加前洞新町１丁目34番地セジュール津田１―205号室
債務者　**勢**柄美代子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５３９号
岐阜県各務原市那加前洞新町１丁目34番地セジュール津田１―205号室
債務者　**勢**柄　辰巳
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５４０号
岐阜県美濃加茂市太田町1989番地　一光荘10号室
債務者　**勢**柄　俊秀
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
岐阜市栗矢田町２丁目６番地
債務者　前川　　保
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５５６号
岐阜市栗矢田町２丁目６番地
債務者　前川　春美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２０２４号
愛知県小牧市大字池之内2243番地１
債務者　熊谷　哲郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４号
三重県鈴鹿市阿古曽町19番11号　フジエンタープライスビル307、前住所愛知県名古屋市南区滝春町19番地の１　白水公園ハイツ210号
債務者　笠井　　淳
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０７号
三重県津市河芸町上野1168番地183
債務者　森　眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１２号
三重県鈴鹿市岸岡町3658番地　山弘ハイツＡ202、前住所三重県松阪市大黒田町683番地１
債務者　西島久美子（旧姓城）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０６号
兵庫県神崎郡市川町東川辺249番地の13
債務者　楠田　隆則
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２６６号
兵庫県赤穂市西有年2930番地の１
債務者　山口　龍二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７号
鳥取県米子市和田町3000番地１
債務者　松本　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６６号
鳥取県米子市両三柳377番地６
債務者　小田　博司
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７２号
鳥取県米子市角盤町３丁目57番地
債務者　足立　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２４９号
広島市中区西十日市町６番20―203号、申立時の住所広島市中区榎町１番10―302号
債務者　中岡　尚子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８６号
広島市中区江波西１丁目28番１―601号
債務者　高橋　里江
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部